

「オータケガスの電気供給取次約款」重要事項説明書

ご契約前に「オータケガスの電気供給取次契約書」の記載内容と合わせてご確認ください。

個人情報の取り扱いについて

- 契約手続きに際しお伺いしたお客様の個人情報は、当社および大阪ガスのプライバシーポリシーに従い取扱うとともに、手続きに必要な範囲で、大阪ガスが小売電気事業者、送配電事業者または配電事業者（以下、「送配電事業者等」といいます。）、需要抑制契約者および電力広域的運営推進機関との間で共同利用いたします。

契約の申込について

- 当社と電気需給契約を締結することを希望される場合は、当社に直接お申込みいただくほか、電話、インターネット等によりお申込みいただけます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社との他の契約の料金について支払期日を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないと判断した場合には、申込みを承諾できないことがあります。
- お客様が同一の需要場所において電気の購入先を他の小売電気事業者から当社に変更される場合には、現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は当社が代行して行います。お引越しに伴い電気の購入先を変更される場合には、お引越し前に需要場所の電気の解約手続きはお客様ご自身で行っていただく必要があります。

契約内容について

- 当社は大阪ガスの電気を取次により供給いたします。
- 契約内容の詳細は当社の電気供給取次約款によるものといたします。
- 当社は電気事業法において定められている契約締結前および契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて「オータケガスの電気供給取次約款」重要事項説明書および電気供給取次約款を当社ホームページに掲載する方法によりこれを提供します。
- 当社は、電気供給取次約款を変更することがあります。この場合には、原則として、電気料金にかかわる供給条件は変更の直後の検針日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の電気供給取次約款によります。お客様は、変更後の電気供給取次約款に異議がある場合、解約することができます。
- 当社は、電気供給取次約款または電気需給契約の内容を変更した場合、変更後の電気供給取次約款を当社のホームページに掲載する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。
- 電気供給取次約款または電気需給契約の内容を変更する場合において、次に定める場合を除き、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明及び書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、書面の交付、インターネット上での開示、または電子メールを送信する方法その他当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載すれば足りるものといたします。
- 電気供給取次約款または電気需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合において、電気事業法第2条の13に基づく供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すれば足りるものといたします。また、同法第2条の14に基づく書面の交付については、これを行わないものといたします。

供給開始時期について

- 電気供給取次契約の締結後、現在ご契約中の小売電気事業者との解約や送配電事業者等との託送供給契約の締結等、当社または大阪ガスによる必要な手続きが完了した時点で、供給開始予定日を改めてお知らせいたします。他社から切り替えられる場合の供給開始予定日は、スマートメーターが既に設置されている場合はお申込みから約2～3週間後、スマートメーターが現在設置されていない場合はお申込みから2週間～1ヶ月半後となります。ただし、送配電事業者等からの要請等により、供給開始

予定日が遅れる場合があります。なお、手続きの都合により、供給開始予定日のご案内が供給開始後となる場合があります。また、お知らせした供給開始予定日は、手続きの都合により変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

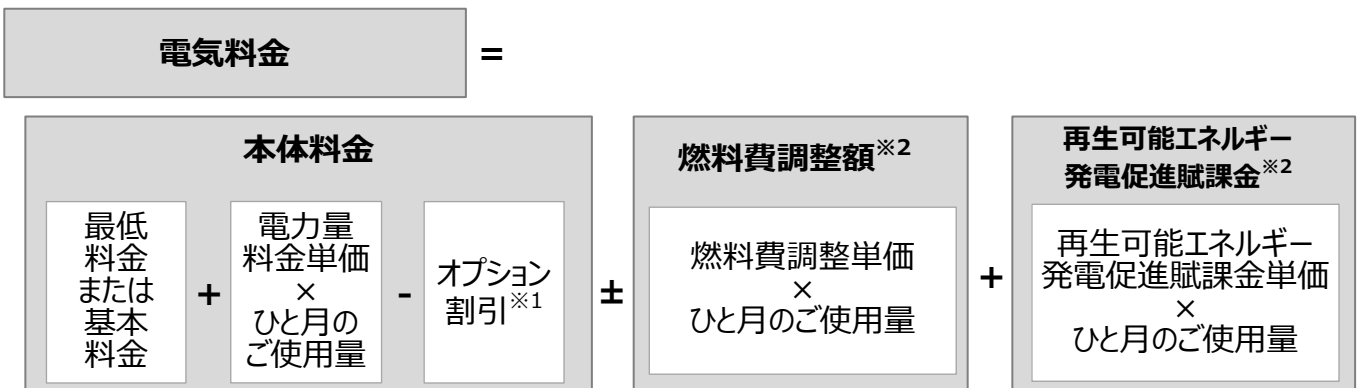
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者等がスマートメーターを設置いたします。
- 現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は大阪ガスが代行して行いますので、大阪ガスによる電気の供給開始とともに現在ご契約中の小売電気事業者との契約は解除されます。万が一、供給開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の 2 営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

料金メニュー・オプション割引の適用条件について

- 料金メニューおよびオプション割引は、お客さまからのお申込みに基づき適用条件を満たす場合に適用いたします。
- 機器の設置を適用条件とする料金メニューをお申込みされる場合は、お申込みに際し、対象機器の所有状況を確認させていただきます。また、今後当社が必要とする場合は対象機器の実際の所有状況の確認にご協力いただくことについて承諾させていただきます。
- 対象機器の撤去や当社と締結するガスの使用契約の解約等で料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡していただけます。この場合、料金メニューまたはオプション割引の適用は当社が通知を受けた直後の検針日の前日までといたします。
- 料金メニューまたはオプション割引の適用条件を満たさないで電気をご使用の場合、電気供給取次約款に基づき本来お支払いいただくべきであった金額とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

料金について

- 電気料金には毎月、燃料費調整額を加減いたします。また、電気料金の一部として、電気をご使用のお客さまに電気のご使用量に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。



※1 オプション割引のある料金メニューの場合。

※2 最低料金分については最低料金に適用される燃料費等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

- 燃料費が高い場合およびお客さまの電気の使用状況によっては、これまでの料金と比べ高くなる場合があります。チラシ等に記載される料金メリットは一定の試算条件に基づくものとなります。
- 料金シミュレーション結果は、お客さまの電気使用実績に基づく推定値となります。ご使用状況や気候の変化等による電気ご使用量の変動、燃料費調整額等の事由により、料金シミュレーション結果と実際の電気料金は異なります。

料金算定の方法と料金のお支払いについて

- 検針および使用量の算定は、送配電事業者等が託送供給等約款等に基づき行います。その結果を当社が大阪ガスから受け取り、当社の電気供給取次約款の定めに基づき電気料金を算定いたします。
- 送配電事業者が予め定める日に毎月検針を行い、その結果を当社が大阪ガスから受け取り当社の電気供給取次約款に定める算定式に基づき電気料金を算出いたします。毎月の料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合や、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間が 24 日以下または 36 日

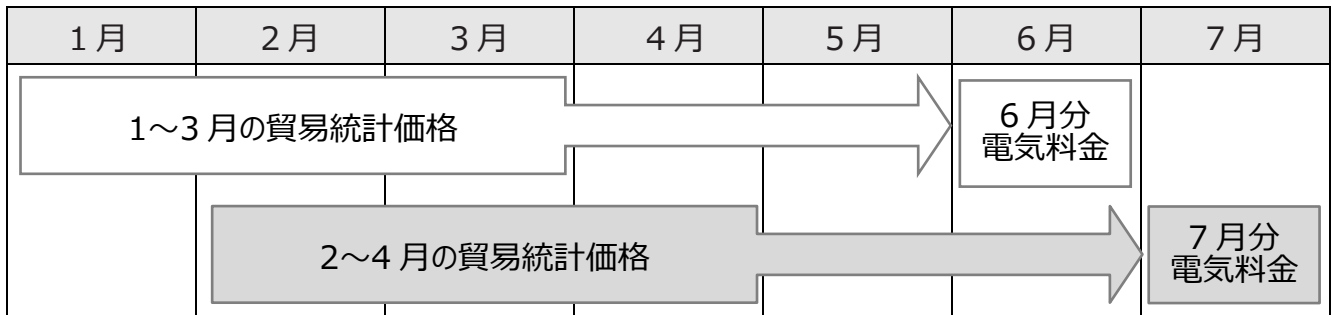
以上となった場合には、当該料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。その場合には所定の計算式に基づき、基本料金または最低料金は使用日数に応じて日割計算をし、段階制の電力量料金についてはそれぞれの段階の範囲を日割計算によって区分し、算定いたします。ただし、当社または大阪ガスの都合で料金算定期間の日数が 36 日以上となった場合を除きます。

- 当社のご契約のお客さまは、電気料金を翌月のガス料金と合わせてガス料金を支払われる場合と同じ方法にてお支払いいただきます。この場合、電気料金は翌月のガス検針時にお渡しする「ガスご使用量等のお知らせ」でお知らせいたします。ただし、電気検針日とガス検針日の日程等によっては、「ガスご使用量等のお知らせ」にてお知らせできない場合や、翌月のガス料金と合わせてご請求できない場合があります。当社のご契約でないお客さまは、請求書等にて料金をお知らせし、電気検針日の属する月の翌月 20 日に毎月請求いたします。
- 電気料金は当社の電気供給取次約款に定める方法（口座振替、クレジットカード払いまたは当社が指定する方法）で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給取次約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。
- 支払期日を経過してもなお料金のお支払いがない場合は、電気供給取次約款の定めに基づき延滞利息を申し受けます。
- 支払期日を経過してもなお料金（当社と他の契約の料金を含みます。）、延滞利息または電気供給取次約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等、当社が電気供給取次約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は 15 日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。

燃料費調整について

- 原油や LNG、石炭価格の変動を燃料費調整によって毎月の電気料金に反映いたします。
- 各月に適用する燃料費調整単価は、3 カ月間の財務省貿易統計価格に基づき算定し、2 カ月後の電気料金に反映いたします。

【料金への反映タイミングについて】



- 燃料費調整額の算定に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（27,100 円/kl）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額に基づき、次のとおり算定いたします。

平均燃料価格	燃料費調整	燃料費調整単価の算定方法
27,100 円/kl を上回る場合	プラス調整	燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 27,100 円/kl) × 基準単価 / 1,000
27,100 円/kl 以下の場合	マイナス調整	燃料費調整単価 = (27,100 円/kl - 平均燃料価格) × 基準単価 / 1,000

※ 上限価格の設定がないため、燃料価格の変動分は全て電気料金に反映されます。

- 平均燃料価格は財務省貿易統計をもとに次のとおり算定いたします。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ (100 円未満四捨五入)

A : 平均燃料価格算定期間における 1kl あたりの平均原油価格	α : 0.0140
B : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均 LNG 価格	β : 0.3483
C : 平均燃料価格算定期間における 1t あたりの平均石炭価格	γ : 0.7227

- 基準単価は下記の通りとなります。

区分		基準単価
最低料金が適用されるメニュー	最初の 15kWh まで	2.475 円
	15kWh をこえる 1kWh につき	0.165 円
上記以外のメニュー	1kWh につき	0.165 円

- 各月に適用する燃料費調整単価は適用の 2 カ月前の月末に大阪ガスホームページにてお知らせいたします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、大阪ガスホームページにてご確認ください。

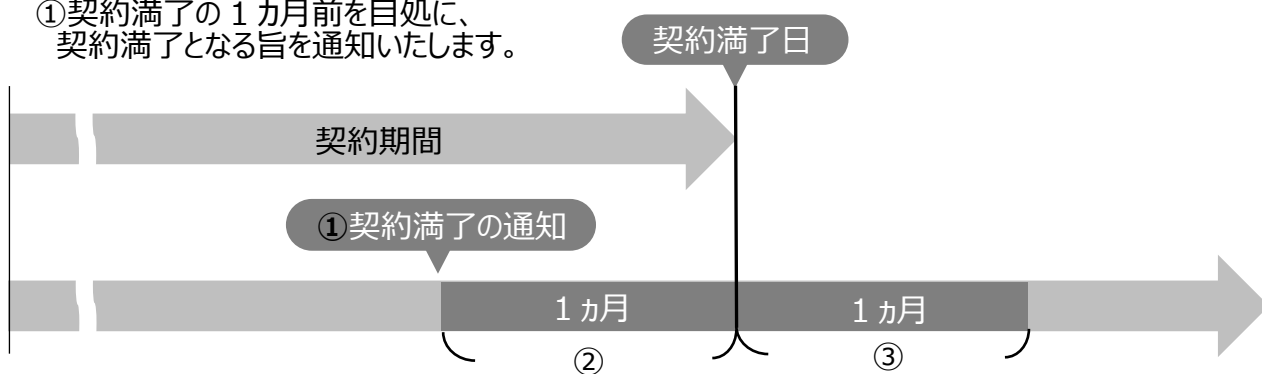


契約期間、契約の変更及び解約について

- 契約期間をご契約された料金メニュー・オプション割引に別段の定めがある場合を除き、電気需給契約が成立したその日から、需給開始日以降 1 年目の日までといたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます。（当社への解約のお申し出は不要です）。
- 契約の変更や解約を希望される場合は、当社へお申し付けください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の前々日の 17 時まで当社へお申し出いただく必要があります。
- 契約期間満了に先だって電気需給契約の解約または変更がない場合は、契約期間満了後も同一条件、同一期間で自動更新いたします。更新後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等、当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- 解約金の定めのある契約については、当社指定期間外での契約変更または解約に対し、解約金を申し受けます。上記期間の到来は、書面、電子メール、インターネット上での開示など当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、他の小売電気事業者へお申込みいただく、または送配電事業者等による最終保障供給をお申込みいただく必要があります。
- お客さまが、当社に通知をされないで需要場所から移転され電気を使用されていないことが明らかな場合や、お客さまの責めとなる理由により保安上の危険を生じた場合等には、当社は電気需給契約を解約することがあります。

契約の更新について(解約金の定めのある契約の場合)

- ① 契約満了の 1 カ月前を目処に、契約満了となる旨を通知いたします。



- ② 契約を解約又は契約内容を変更する場合は、契約期間満了日までにお問い合わせ先までお電話にてお申し出ください。

解約の場合 契約満了日をもって解約となります。

変更の場合 契約満了日以降、最初の電気検針日をもって変更となります。

他社に切り替えられる場合

- ③ 小売電気事業者を変更される場合、当社へのご連絡は不要です。契約満了日の 1 カ月後 (③の期間内) までに他社への切り替えが完了すれば、解約金は発生いたしません。

※ 契約満了日までに変更や解約手続きが完了していない場合、契約満了日をもって、従前と同一の内容で契約を更新いたします。

その他

- 託送供給等約款の定めに従い、供給電気方式および供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルト、動力契約の場合は交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売事業者の変更により当社との電気需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との電気需給契約終了時点の値にするほか、電気供給取次約款の定めに従い定めることといたします。
- お客さまが新たに電気を使用される場合等で、新たに配電設備や供給設備等を施設するときや、新たな電気の使用等にもなわなないでお客さまの希望によって供給設備を変更する場合は、当社は託送供給等約款等に従い大阪ガスが送配電事業者等に支払うべき金額を工事費負担金としてお客さまから申し受けます。
- 送配電事業者等の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社および大阪ガスの責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社および大阪ガスは損害賠償責任を負わないものといたします。
- ご自宅で人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備等必要な措置をお客さまにて講じていただきますようお願いいたします。
- 当社、大阪ガスまたは送配電事業者等が必要と判断した場合には、お客さまの承諾を得て、係員をお客さまの使用場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款等におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾していただきます。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。また、分散型発電システム等の系統連系申請中に小売電気事業者を変更した場合、系統連系の再申請が必要となる可能性があります。

<役務提供事業者>

- 事業者名 株式会社大武 代表取締役 大武 正之
- 事業者住所 奈良県香芝市西真美 1 丁目 2 番 3 号
- 電話番号 0745-78-1111
- FAX 番号 0745-78-2222
- 受付時間 9 : 00 ~ 17 : 00

<小売電気事業者>

- 事業者名 大阪ガス株式会社 代表取締役 藤原 正隆
- 事業者住所 大阪府大阪市中央区平野町四丁目 1 番 2 号
- 電話番号 0120-000-555
- 受付時間(全日)9 : 00 ~ 19 : 00
※非常時等にはやむを得ず受付時間を変更する場合があります。
- 登録番号 A0048